

運転記録証明手数料助成要綱

(公社)大分県トラック協会

(目的)

第1条 運輸事業振興助成交付金交通安全対策事業の一環として、運転者の適正な運行管理と安全運転の確保並びに事故防止の推進を図るため、運転記録証明書を利用する会員事業所について、その手数料を支出することを目的とする。

(対象事業及び対象者)

第2条 運転記録証明の取得をした会員事業所とする。

(助成額)

第3条 助成金額は実施期間中1人1回の運転記録証明手数料金額とし、前年度3月末現在会員名簿の許可台数(被牽引車を除く)の1.5倍以内とする。但し、協会は会員事業所の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。なお、助成金の交付は四半期ごとに行うこととし、3月に申請した一部の者については、その翌月の4月に支給することがある。

(申請手続き)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降に実施したものを、原則月ごとにその期間中に取得した分をとりまとめて、翌月の末日までに協会の申請様式に領収書(写)を添付して協会長宛に申請することとする。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

(雑則)

第6条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(附則)

この要綱は平成5年4月1日より実施する。

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正